

第3章 医薬品供給等対策

【薬務課・各保健福祉事務所】

第1節 医薬品等供給体制の構築関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【薬務課】

- 震災直後から、保健所・支所や災害協定締結団体等に被災状況等について確認を取ったが、一部の保健所や外部団体は電話やFAX、メールが通じず、確認が取れなかった。
- そのような中、震災直後から市町や各医療機関等から医薬品を含んだ物資供給要請が寄せられたことから、3月13日から災害対策本部に薬務課職員を1名常駐させ、医薬品関連の発注を薬務課で一元的に行つた。震災後1週間で約70の医療機関から医薬品等の供給要請があつたが、震災当初は沿岸部の被災地までは道路寸断・水没等で卸売販売業者が陸送できないため、自衛隊・消防等と連携してヘリコプターで配送を行つた。
- 医薬品発注業務に関して県医薬品卸組合と連携を図るため、薬務課からの依頼により、同組合等の職員2名が3月13日から4月1日までの間常駐し、速やかな医薬品供給に貢献した。その後は、薬務課職員のみで対応していたが、4月22日から、明確化、迅速化を図るため、救護所等からの医薬品供給依頼対応を薬務課から県医薬品卸組合・県医療機器販売業協会に変更した。このことについては、救護所及び各市町に通知文書により周知するとともに、石巻赤十字病院、気仙沼市立病院等には担当者が赴き説明を行つた。
- 県内の調達が困難な以下4品目の医薬品等を厚生労働省医政局経済課等に供給要請した。
医療用酸素、ダイアライザー、透析液、破傷風トキソイド

- 3月16日から、支援物資のうち医薬品等について、震災の被害が少なく、駐車スペースや宿泊施設もある東北自治総合研修センターを一次集積所として受入し、救護所等に供給を開始した（4月9日まで50回以上の受入、医療用医薬品258品目、一般用医薬品40品目等、平成24年1月19日まで設置）。保健所職員やボランティアの方々の協力のもと入出荷等の業務を行い、4月10日までは東北自治総合研修センターに職員を宿泊させて夜間の緊急時にも対応できるようにした。

- 3月30日から日本赤十字社の活動拠点である石巻赤十字病院と気仙沼市内で活動する医療チームの拠点である気仙沼市民健康管理センターすこやか（以下「すこやか」）に医薬品・医療機器の定数配置を開始した（石巻赤十字病院：医薬品94品目、医療機器3品目 気仙沼市民健康管理センターすこやか：医薬品59品目、医療機器3品目）。

- ガソリンや人手の不足等により、配送手段の確保が困難であったが、陸上自衛隊や宮城県対がん協会のボランティア等により無償提供された医薬品等の配送手段を確保することができた。しかし、5月15日から県対がん協会が通常業務を再開したことに伴い、運搬手段がなくなったが、その頃には、救護所の数も減少し、病院等も保険診療を再開していたことから救護所等からの医薬品供給依頼も減少していたため、薬務課の体制も職員常駐から随時対応に切り替えた。

地方機関

【仙台保健福祉事務所 岩沼支所】

- 避難所・救護所への医薬品供給及び供給方法等についての周知等を行つた。
 - ・手指消毒薬等の医薬品の供給を行つた。

- ・薬局の開局状況や医薬品の供給体制を調査し、情報提供するとともに市町への周知を行った。
- ・救護所での医薬品管理状況を確認した。
- ・避難所でのインフルエンザ流行に対し、予防投与を目的とし備蓄用タミフルを配布した。

【北部保健福祉事務所】

1. 薬局等開局状況・被害状況確認及び情報提供 H23.3.17～H23.3.25

■薬務課が県薬剤師会より収集した薬局の開局状況・被害状況及び医薬品の流通状況が提供されたため、これに基づき、管内各市町災害対策本部あて情報提供を行った。

■管内店舗販売業等医薬品販売業者（薬種商12件、店舗販売業27件、特例販売業3件）に対して、被害状況等確認を電話及び実地にて行った。

■薬剤師会から提供された薬局の開局等の情報に基づき、被害状況の確認を電話及び実地にて行った。

2. 支援医薬品等の受入れ・配布と避難所での医薬品管理 H23.3.22～H23.5.27

■全国より支援のため提供された消毒薬・マスクなどの医薬品等を受け入れ、リストを災害対策本部北部地方支部へ提供のうえ、保管管理を行った。

■3月25日～4月13日、管内各市町避難所を食品衛生担当者と共に訪問し、震災後の医薬品使用状況及び管理状況について確認を行った。その際、マスクの配布を行った。

■5月24日～27日、福祉避難所となった鳴子の旅館等へ食品・環境担当者と共に訪問し、状況確認を行った。併せて、手指消毒薬・マスク等衛生用品の配布を行った。

【北部保健福祉事務所栗原地域事務所】

■管内医療機関では、医薬品の供給が滞ることのないよう、処方日数を限って処方していたため、一部を除き、著しく不足した医薬品はなかった。

■薬剤師会の要請により卸売販売業の車両を緊急車両に指定し、大崎市から栗原市への医薬品搬送手段の確保に協力するとともに、栗原市からガソリンの提供を受けられるよう手配した。

■栗原市からの要望により南三陸町からの二次避難者に対しOTC医薬品（目薬）を供給した。

【東部保健福祉事務所】

■石巻地区では浸水地区を中心に医療機関、薬局及び医薬品販売業が被災したために被災者への医薬品供給が滞った。

■一般用医薬品は3月中旬から県の医薬品集積所を経由し避難所被災者等へ支援物資として供給が始まった。

■震災後しばらくの間、石巻地区の医療用医薬品の供給は通信手段がなかったことから、卸売販売業者が医療機関等への配送だけでなく発注も車両で巡回して行った。

■震災直後は医療用医薬品中甲状腺ホルモン剤や漢方剤が供給停止することがあった。その他の医薬品は3月中全般的に供給が遅延する傾向にあった。

■各市町から一般用医薬品及び医療機関等からタミフル等医療用医薬品の要請があった場合、薬務課に発注し供給した。

【気仙沼保健福祉事務所】

■医薬品供給等については、道路網が寸断されていたことから当所は気仙沼市だけを対応し、南三陸町については登米保健所に対応を依頼した。医療用医薬品の供給については、3月14日に職員が管内卸売販売業者2社を訪問し、被害状況の聞き取りを行った。2社とも建物に被害はなく、発災直後から医薬品（麻薬も含む）の供給を行っており、基幹病院である気仙沼市立病院で使用する医薬品を中心に配達されていることを確認した。

■一般用医薬品については、救援物資として厚生労働省等から提供されたものを気仙沼市の救援物資集積所に運び入れた。

■DMA Tが救護所で処方する医薬品は、DMA Tが持ち込んだ医薬品だけで対応できない場合もあり、4月上旬にDMA T本部から卸売業者へ直接医薬品を発注できるシステムができるまで、気仙沼市立病院から借り受けたほか、DMA T本部を運営する東京都や社団法人東京都薬剤師会が購入し、医療救護チーム交代の際に持ち込んで対応していた。医薬品の保管管理は、気仙沼市薬剤師会の薬剤師及び薬剤師ボランティアが行い、向精神薬については、紛失等防止のため当所でDMA T本部の鍵のかかる場所に保管してもらうようお願いした。

■4月に入り、薬局も徐々に開局し始めると、DMA Tから災害時処方箋が発行され、使用方法について気仙沼市薬剤師会、薬剤師ボランティア、保健所で打ち合わせを行った。

薬剤師ボランティアは、県との災害時における協定に基づき社団法人宮城県薬剤師会から派遣され、気仙沼市には、先遣隊として3月18日から7日間、社団法人東京都薬剤師会所属の薬剤師3名が避難所及び気仙沼市立病院、気仙沼市内DMA T拠点でのニーズ調査及び支援を行った。その後6月30日まで、30班延べ85人の薬剤師がボランティア活動を行った。保健所では、当初宿泊施設もないことから、第1班から第10班まで宿泊の受入対応を行うとともに、気仙沼管内の被害状況及び復旧状況説明を行い、引継に立ち会った。南三陸町では九州7県及び山口県、兵庫県、和歌山県、長野県、山形県等薬剤師会所属の薬剤師がボランティア活動を行った。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【業務課】

1. 医薬品搬送について

■発災当初、沿岸部の被災地では、ヘリコプターでなければ救援活動も行えない状況に陥ったが、発災当日から数日間は風や雪の影響により予定どおりにヘリコプターが飛べないケースが続いた。このことにより、供給要請のあった医薬品等の準備は整っていたが、現地への供給に苦慮した。

2. 医薬品等集積所について

■マニュアルには医薬品等集積所を設置するとの記載があるものの、具体的な場所については定めておらず、設置までに時間を要した。また、沿岸部の保健所も被災したために、二次集積所を設けずに一次集積所からの供給のみとなった。

■発災当初から、各企業等から申し出のあった支援物資は、医薬品集積所に配置することとなったが、福島第一原子力発電所の事故の影響等により、関東方面からの提供物資の搬入が遅れた。そのため、被災地の状況に応じた医薬品等の供給に支障が生じた。

■無償提供を受けたジェネリック医薬品について、様々な品目名があり被災地で使いこなせる薬剤師が少なかったことから、供給依頼が少なかった。

3. 医薬品の定数配置について

■救護チーム等に使用してもらうため、石巻赤十字病院及び「すこやか」に医薬品の定数配置を行ったが、配置することに伴い当該場所の薬剤師の業務量が増大した。

4. 非常災害用医薬品について

■県は、宮城県医薬品卸組合に対し医薬品等51品目を県内30店舗の卸売販売業者に流通備蓄するよう依頼し、負担金を支出している。今回は災害想定を遙かに上回るほとんどの医療機関が被災し、県からの依頼を待たずに卸売販売業者が各医療機関に医薬品等の注文を取りに回った。また、今回は、救急時に使用する外用薬等の医薬品の需要が少なく、慢性疾患薬等の非常災害用医薬品として備蓄していない医薬品の要請が多くを占めた。そのため、非常災害用医薬品として備蓄していた医薬品等については、13品目を使用するにとどまった。

5. 医薬品受注の特殊性について

■震災直後、孤立した地域の物品要請の聞き取りは現地に派遣されている災害救助対応の自衛隊員が主に担うことになった。医薬品の名称の把握には専門的知識が必要であり、正確に伝達されなかつたことや、現地に本部から連絡が取れない状況もあったことから、必要な医薬品を手配するのに苦慮することが多かつた。

地方機関

【仙台保健福祉事務所 岩沼支所】

■必要とされている医薬品が、必要な時期に供給されない（例：水道が復旧し手洗い石鹼の需要が高まっている時期に、既に十分な在庫がある手指消毒薬が10t トラックで1台分、突然配送された）、品目の偏り（例：手指消毒用のスプレー剤等が多く、次亜塩素酸の供給が少なかった）、必要量以上の供給等が見られた。避難所での需要把握と、供給体制への速やかな反映が重要と思われた。

【北部保健福祉事務所】

■通信手段・交通手段の寸断により、迅速な情報収集と発信が困難であったため、一部で混乱が生じたこと。また、情報が全く入手できない地域もあったこと。

【東部保健福祉事務所】

1. 被災状況の把握について

■震災から1週間以上は石巻合同庁舎が浸水しライフラインも全く寸断されたことから、被災者の医薬品需要状況を含め被災状況を全く把握ができないなど、初動期対応ができる状況になかった。その後もしばらくの間、事務所移転、車両の水没及び通信手段の寸断のため震災に伴う本格的業務ができなかつた。

2. 市町との連携について

■一部避難所では一般用医薬品の供給不足との情報があつたが、このことは各市町との連携不足が一つの要因であると考えられた。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

■医薬品衛生用品等の支援物資について、薬務課から登米市・南三陸町・石巻保健所管内市町分として配分があつたが、他保健所管内市町の要望等が分からず確認に時間がかかつた。

■医薬品は他の物資よりも取扱いに注意が必要なため、他保健所管内市町への配送方法を確保するのが困難であった。

【気仙沼保健福祉事務所】

1. 各医療機関への医薬品供給状況の確認について

■通信手段が使用不可であったため、薬務課と連絡が取れず、県全体の医薬品供給体制や在庫センターの被害状況等についてわからないため、管内にある卸売販売業者2社に対して医療機関へ供給しているか否かの確認を行うだけとなつた。

2. 一般用医薬品の支援物資の配布について

■支援物資の一部に1つのダンボールに医薬品や衛生用品が数種類入った状態のものがあり、支援物資の集積場所では商品ごとに分別して受け入れを行っていたため、保健所内で一度すべてを開き商品ごとに仕分ける作業が必要となり時間と労力を必要とした。一般用医薬品については、家族、グループごとに配布できる家庭薬セットが必要とされた。

3. 救護所で使用する医薬品について

■「災害時における医療救護活動に関する協定書」に薬剤師ボランティアが使用する医薬品は県で供給することもあるが、県で医薬品を購入できるようになったのは4月になってからだった。その間、薬剤師ボ

ランティアからの医薬品の購入要請に応えることができなかつたことから、医薬品発注、納品、支払いについて事前にマニュアルを作成し運用確認をしておく必要があった。

4. 薬剤師ボランティアの位置づけについて

■薬剤師ボランティアは、県と県薬剤師会との協定で県の要請により派遣されているため、ボランティアの安全管理が問題となつた。また、10班までが保健所を宿泊地したことから、職員が早朝及び夜中に受け入れ対応を行うこととなり業務が多忙となつた。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく、教訓をこう生かす～

本庁

【薬務課】

- 災害時における協定をより実効性のあるものとするために、協定締結団体等との連絡会議を開催する等して、災害時の対応について認識し、理解を深める場を設けるよう調整していくたい。
- 医薬品等集積所については、災害時において使用可能かや薬剤師が派遣できるかどうかの確認を行い、災害時により速やかに設置できる下準備を整えておきたい。
- 無償提供された一般用医薬品については、県で配布するよりも、県薬剤師会の薬剤師班を通じて配布する方が効率的であることから、その引き受け等について県薬剤師会と調整していく必要がある。
- 非常災害用医薬品については、流通備蓄品目の見直しを行い、実効性のあるものとしていくとともに、県医薬品卸組合との災害時の連絡方法について検討していく。

地方機関

【仙台保健福祉事務所 岩沼支所】

- 必要物資と供給物資のミスマッチをなくすため、供給物資をただ待つ（供給されるものを受け取るだけ）だけでなく、現場で必要としている物資の情報提供ができる体制の構築が必要である。

【北部保健福祉事務所】

- 県庁と各保健所等公所、各公所と薬局等外部との情報共有が速やかになれるよう、適切な通信設備の設置（行政無線及び衛星電話等）と停電時対応のための非常用発電設備の設置。
- その設置場所の選定等災害により使用困難とならないための措置。

【北部保健福祉事務所栗原地域事務所】

- 市関係課との連携を密にし、被災状況に応じた情報収集方法について予め協議しておくなど、迅速に対応できる体制を強化していく。
- 災害対応に不可欠な通信手段の確保、交通手段の確保について取り組んでいく必要がある。

【東部保健福祉事務所】

- 市町、医療機関及び薬局等における医薬品供給等に係る問題点について十分把握していないことからこれらに対する調査と関係機関との検討を行い災害時の総合的な医薬品供給体制整備を進めていきた。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

- 医薬品の確保について、緊急時は管轄外の地域への対応が不可欠であるので、今後スムーズな対応ができるようマニュアルを作成する等、災害に備える必要がある。

【気仙沼保健福祉事務所】

■通信手段の遮断により、医薬品供給の情報が不足し対応できなかつたことから、有効な通信手段の確保が必要である。

■救護所で使用する医薬品の供給や薬剤師ボランティアについて、今後「災害時における医療救護活動に関する協定書（平成10年10月20日 宮城県・（社）宮城県薬剤師会）」に基づいて具体的な運用マニュアルの作成を主務課に提案していく。

第2節 薬剤師派遣業務及び 救護所等から発行された処方せん(災害時処方せん)業務関係

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【業務課】

1. 薬剤師派遣業務について

■社団法人宮城県薬剤師会（以下「県薬剤師会」）との災害における医療救護活動に関する協定に基づき、県薬剤師会に対し、薬剤師班の派遣を要請し、3月14日から7月31日まで延べ4,295人の薬剤師が県薬剤師会のルートで医薬品の仕分けや救護所等での調剤業務等に従事した。また、震災対応の薬剤師としては、上記薬剤師会ルートのほかにDMA Tや医療救護班などの医療チームに帯同して救護所などで調剤や医薬品の管理に従事したが、発災後1か月程度にわたり、調剤に従事する薬剤師が不足する状況が続いた。そのため、災害拠点病院に対しては、厚生労働省を通じて一般社団法人日本病院薬剤師会に依頼して、薬剤師を派遣するに至った。

【県薬剤師会の薬剤師の派遣状況】

期間	延べ人数	活動内容	活動場所
3月14日～5月14日	2,727人	救護所などの調剤業務、服薬指導、避難所でのお薬相談、地区本部における医薬品集積管理	県内全域
5月15日～6月30日	1,257人	救護所などの調剤業務、服薬指導、避難所でのお薬相談、地区本部における医薬品集積管理	石巻・女川地区、南三陸地区、気仙沼・大島地区
7月1日～7月31日	311人	救護所などの調剤業務、服薬指導、避難所でのお薬相談、地区本部における医薬品集積管理	石巻・女川地区、南三陸地区

2. 災害時処方せんについて

■救護所や避難所救護センターなどから交付された処方せん（以下「災害時処方せん」）に基づき調剤した薬局の調剤報酬に関して、当初は各市町にて支払うこととしていたが、各市町の支払対応にばらつきがあり、各薬局で混乱が生じていたことから、県が一括して支払うこととし、各薬局の請求取りまとめを県薬剤師会に依頼した。6月から支払受付を開始し、87の薬局から約21,600枚の処方せんに基づく調剤報酬を受け付けた。

処方月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
処方せん枚数	1,333	6,262	4,503	3,621	2,155	1,953	1,782
計	21,609枚						

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【業務課】

1. 薬剤師派遣業務について

■薬剤師派遣業務に関する報告書等の具体的な内容について、震災当初は多忙と混乱の状況にあり、県薬剤師会と検討する時間が少なかったため、後日、費用負担のための報告書等の手直しに時間を要した。

■県薬剤師会との協定に基づき被災地に薬剤師を派遣したものの、薬剤師の業務は医薬品の仕分けや救護

所等での調剤業務、薬剤師のいないDMA-Tなどの医療チームに帯同する等多岐に渡り、また、病院勤務経験ある薬剤師が少なかったことから、災害拠点病院等で調剤に従事する薬剤師が不足した。そのため、厚生労働省を通じて一般社団法人日本病院薬剤師会に対し薬剤師の派遣を依頼した。

2. 災害時処方せんについて

- 災害時処方せんに基づく調剤報酬は県市町に請求することとなっており、最終的に県が支払を行ったが、災害時処方せんを記入した医師名が判別しづらい処方せんや保険診療している医療機関からの処方せん等、災害時処方せんの判別に苦慮したものもあった。
- 災害時処方せんに基づく調剤報酬の支払いは県薬剤師会が各薬局のレセプトを取りまとめ、確認したものを県に提出する形で行ったが、提出されたレセプトには内容の誤りが散見された。レセプトの確認には専門知識が必要であり、時間を要することから、支払までに時間を要した。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく、教訓をこう生かす～

本庁

【薬務課】

- 県薬剤師会との協定書実施細則に基づく県への報告書等の取扱いについて協議し、周知を図る。
- 大規模災害時には災害拠点病院等に患者が集中し、院内での処方せんに基づく調剤業務が膨大になり、県薬剤師会のみならず、病院内の調剤業務に精通した病院薬剤師会からの派遣も重要であることから、今後は宮城県病院薬剤師会との災害時の協定締結に向けて準備を進める。
- 災害時処方せんの取扱いについて国から通知が発出されていたものの、具体的な支払い方法については定められていなかった。レセプトを全て確認する方法で支払を行ったが、各薬局での記載方法にはらつきがあり、支払までに時間を要した。今後、災害時処方せんの取扱いについては、県薬剤師会等と調整し取扱い方法を定めていく必要がある。

第3節 毒物劇物流出・漏えい対策、麻薬関係状況確認、 温泉関係被害状況調査

【主な取り組み・支援活動】～何があったか、どう対応したか～

本庁

【薬務課】

■地震発生後に、防災無線等にて各保健所及び支所に対し、毒物劇物関連事業所の被害状況及び毒物劇物の流出に関する調査するよう指示した。

■毒物劇物の流出による二次災害等に関して、以下のとおり通知やプレス発表を行った。

- ・ 3月23日 毒物劇物の二次災害に対する注意喚起の通知を各保健所及び支所長あて発出
- ・ 3月24日 毒物劇物に関する危害防止についてのプレス発表
- ・ 3月31日 廃棄物対策課との連名で散乱した毒物劇物の取扱いについて各保健所及び支所長あて通知を発出
- ・ 4月1日 津波による毒物又は劇物の流出事故に対する対応等について各保健所及び支所長あて通知を発出。県内の毒物劇物の取扱い業者の被災状況及び毒物劇物の管理体制の調査を行い、その結果を厚生労働省に報告した。

■薬務課ホームページ、新聞に掲載される「県からのお知らせ」、みやぎ県政だより、テレビ等にて、県民等に対し、地震や津波によって散乱した毒物劇物の取扱いについて、所有者の不明な「毒物」や「劇物」の表示のある入れ物や表示がないポリタンク、ドラム缶等を見つけた場合は近づかず、触らないよう注意喚起を行った。

地方機関

【北部保健福祉事務所】

1. 毒劇物関係被害状況等確認 H23.3.28～H23.4.1

■管内毒劇物製造業者（3業者）に対し、毒劇物の流失・飛散等がなかったか被害状況の確認を行った。

■薬局等開局状況及び被害状況確認と同時期、毒劇物販売業者等に関しても状況確認を行った。

2. 麻薬関係状況確認 H23.4.15

■卸売業者に対し、震災による被害状況の確認と対応状況の確認を行った。

3. 温泉関係被害状況調査 H23.6.6

■鳴子温泉地区の源泉に亡失やゆう出停止など被害がなかったか、聞き取り調査を行った。

【仙台保健福祉事務所 岩沼支所】

1. 毒物劇物関係対応

■毒物劇物営業者等の被災状況調査並びに紛失毒劇物を確認した。（5件被災。農業用品販売業でDDV P 500ml 2本の紛失を確認した。一般販売業でフッ化水素酸 25kg 1缶及び硝酸 18%含有製品 20kg 3缶が流出したが回収した。）

■通報のあった毒劇物の疑いのある漂着物を確認した。（5件）

2. 麻薬取り扱い施設の確認

■麻薬診療施設2施設、麻薬小売業3施設について津波被害を受けたが紛失はなかった。2件は麻薬廃棄（廃棄の立ち会い）し、2件は譲渡、1件は所有していなかった。

【東部保健福祉事務所登米地域事務所】

1. 毒物・劇物対策

- 管内の毒劇物取扱者（51施設）については、毒劇物の流出事故もなく営業可能を確認した。
- 津波により被災した石巻地区の船舶くん蒸業者から、くん蒸用毒物の保管の依頼を受けたため警察本部と薬務課で協議した結果、くん蒸用毒物を3月20日から一時的に当所が保管した。その後、事業者が保管場所を確保したことにより毒物は5月6日に事業者に返還した。

【課題・懸案】～ここが大変だった、これを学んだ、今後の教訓～

本庁

【薬務課】

1. 散乱した毒物劇物等の取扱いについて

- 散乱した毒物劇物等の取扱いについて、発災後環境生活部廃棄物対策課と調整し保健所に通知したものの、周知が不十分であった。

地方機関

【仙台保健福祉事務所 岩沼支所】

- 通信手段がなく、人員も限られていたことから、必要な情報収集や安否確認が困難だった。

【北部保健福祉事務所】

- 通信手段・交通手段の寸断により、迅速な情報収集と発信が困難であったため、一部で混乱が生じた。また、情報が全く入手できない地域もあった。

【対応状況・今後の対応】～こうしていく、教訓をこう生かす～

本庁

【薬務課】

- 災害等により流出・漏洩した場合の毒物劇物及び毒物劇物の性状等を有する廃棄物の保管・処分等の取扱い等に関して広く周知に努める。

地方機関

【仙台保健福祉事務所 岩沼支所】

- 衛星系の通信手段等の確保。
- 通信手段を喪失した場合は、現場に直接出向いて情報を得る。足でかせぐことが基本となるため、日頃からの連絡調整やマニュアル及び施設等データの定期的な更新が重要である。

【北部保健福祉事務所】

- 県庁と各保健所等公所、各公所と薬局等外部との情報共有が速やかになされるよう、適切な通信設備の設置（行政無線及び衛星電話等）と停電時対応のための非常用発電設備の設置。
- その設置場所の選定等災害により使用困難とならないための措置。